

## 診療放射線技師教育の現状と課題

佐野 幹夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



今、まさに診療放射線技師教育は転換期を迎えようとしている。われわれを含め全ての医療専門職種は、急速に進む医療技術の発展と医療社会が求める多様性に対応するため、知識と技術を習得する必要に迫られている。そして長く続く封建的な日本の医療構造にも改革を予感させる動きも現れている。「教育」には、診療放射線技師を養成する「養成校教育」と、医療専門職種として医療の発展とニーズに適応していく本会の使命である「生涯教育」があるが、近年は臨床現場においてヒューマンスキルやコミュニケーションスキルを重視する傾向にあり、患者の多様化する欲求に対応できる医療者を育成する「現場教育」、すなわち人材育成教育が必要なのである。

そんな中、文部科学省は養成校教育において2014年度より予算化し、課題解決型高度医療人材養成プログラムを提案して、医療現場で抱える諸課題に対し、科学的根拠に基づいた医療を提供できる医師を筆頭とした医療専門職種の教育プログラムの実践・展開を、各大学の研究チームの協力を得て進めている。このような背景の中、本会としても現在の見学型実習から参加型実習に変えるための臨床実習プログラムの充実が必要不可欠であり、臨床現場で発生する課題に自らが解決に向けた取り組みのできる人材を養成するとともに、医療の発展に伴う業務の高度化や複雑化に対応するためのカリキュラムの見直しが急務なのである。そんな状況において厚生労働省の指導の下、本会と全国診療放射線技師教育施設協議会役員は意見調整を目的に話し合いを積み重ねてきた。まだまだ多くの課題も残されているが、指定規則の見直し案についてお互いが歩み寄り、現在の93単位（業務拡大に伴う統一講習会受講を前提に95単位に改定）から102単位に何とか合意に達した。これを受けて本年度、厚生労働省内に専門委員会が創設され、診療放射線技師学校養成所指定規則の見直し案が検討されており、年度内には最終結論が示される。将来の診療放射線技師を見据え、高度医療専門職としてどのような人材を養成するか。「養成校教育」そして「生涯教育」に大きく携わる双方にとって、今後も連携と互いの理解が重要となる。

しかしながら、新指定規則へと改定されようとしている現在、統一講習会を（93単位から95単位への移行）本会主催で全国展開しているが、2020年から実施される新教育カリキュラムによる国家試験とともに資格に対し業務への制限が課されることも十分考えられ、その際、不足する科目の履修が必須となり、今後の指定規則改定へ対応できなくなる場合も想定され、統一講習会の受講はわれわれにとって通過点にすぎないと考えるべきである。

また現在、本会が展開している生涯教育システムはスタートから10年以上が経過している。そのためシステムの見直しが必要であり、時代の動向に適応できるよう会員自らが到達目標を把握し、日常診療における習熟度レベルを可視化するクリニカルラダー方式を取り入れた新生涯教育システムに着手している。すでに多くの医療施設においてラダー方式は取り入れられているが、これらは技能的ラダーがほとんどである。職能団体である本会が目指すラダー構築は知識的ラダーであり、講習会やセミナー受講を主軸とした知識レベルと継続学習を全国統一の物差しで評価するものである。そして同時にマネジメントラダーも設定したいと考えている。またシステムの移行時については、今までの会員個々の実績に応じた暫定的な移行を視野に入れ構築を進めている。

「教育なくして職業の発展はない」と言われるように、診療放射線技師唯一の職能団体である本会は、今後も医療社会のニーズに適応できる医療専門職種であり続けるために知識と技術の向上に努力するとともに、継続的な「教育」は必要不可欠であり、この活動こそが国民へ安心で安全な医療を永続的に提供できるのである。